

ウイルス性肝硬変・肝がん患者の療養支援とB型肝炎ウイルスを排除する  
治療薬等の研究・開発促進及び肝炎ウイルス検診の更なる推進を求める

請 願 書

請願団体 **日本肝臓病患者団体協議会**  
〒161-0033 東京都新宿区下落合 3-14-26-1001  
電話 (03) 5982-3159 FAX (03) 5982-2151

請願人氏名 (印)  
請願人住所  
紹介議員 (印)

請願項目と請願の理由

1. ウイルス性肝硬変・肝がん患者に係る医療費助成制度づくりを早急に検討し進めて下さい。

我が国のウイルス性肝炎患者・感染者は現在 250 万人と推定（厚労省）されています。死亡者数は 1960 年代と比較し 2000 年代は 4 倍以上の 45,000 人にのぼり、これまでに 100 万人以上が肝硬変や肝がんで亡くなっています。現在の年間死亡者数は 35,000 人余となりました。毎日、約 100 名の患者が命を失っています。

こうしたウイルス性肝炎の感染拡大の原因については、平成 21 年 12 月に成立した肝炎対策基本法の前文に「B 型肝炎及び C 型肝炎に係るウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、またはその原因が解明されていなかったことによりもたらされたものがある。」と記載され、肝炎ウイルス感染拡大の責任が国にもある——と明記されました。さらに予防注射と同様、一般医療においても、針と筒の消毒や取り換えが不十分なことや、長期の売血制度による輸血等での血液感染が、ウイルス性肝炎の蔓延を拡大させたとされています。

このようなウイルス性肝炎問題が抱える特殊事情を受け、肝炎対策基本法第 15 条には「国及び地方公共団体は、肝炎患者が必要に応じ適切な肝炎医療を受けることができるよう、肝炎患者に係る経済的な負担を軽減するために必要な施策を講ずるものとする。」とあり、これを受けて国に肝炎対策推進協議会が設けられて肝炎対策基本指針が制定され、都道府県には肝炎対策協議会が設けられて啓発活動と共に治療及び検診体制の構築と推進が行われてきました。また抗ウイルス薬が次々と開発され高額な医療費助成が実施され、多くの患者がその恩恵に預かり感謝しています。ただ、平成 25 年に長崎医療センター臨床研究センター長、八橋弘医師の厚労科学研究「病態別の患者の実態把握のための調査」が発表され、患者が置かれている厳しい状況が明らかになっています。平成 27 年 6 月に、肝炎対策推進議員連盟が設置され関係者と協議が行われており、肝炎対策が前進して来て、今後一層の拡充が期待されます。

現行の医療費助成は抗ウイルス治療や重症化予防のための検査費用で、主として症状が軽い患者が対象になっています。重い患者を対象とした身体障害者手帳は平成 28 年度より認定基準の緩和が予定されています。医療費助成の対象は従来より拡大されますがやはり一部に限定されます。高齢化・重篤化により精神的・肉体的・経済的に一層負担が増える肝硬変・肝がん患者が安心して治療を受けられる医療費助成制度の創設が早急に求められています。

は請願  
空欄人  
欄で・  
お紹介  
議員  
し  
ま  
欄  
す

